

浜松市国民健康保険被保険者資格証明書の交付並びに  
保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)の交付並びに保険給付支払の一時差止の実施に関し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)及び国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、保険料収入の確保を図るとともに、保険料負担に関する被保険者間の負担の公平を図り、もって浜松市国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(被保険者証の返還及び資格証明書の交付)

第2条 被保険者証の返還及び資格証明書の交付対象は、保険料を滞納している世帯主で特別な事情があると認められる場合を除き、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない世帯とする。

ただし、次の各号に定める世帯については、当該各号で定める被保険者証を交付する。

- (1) その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる被保険者に対しては、被保険者証を交付する。
- (2) その世帯の属する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者に対しては、有効期間を6箇月とする被保険者証を交付する。
- (3) 次に掲げる政令第1条に規定する特別の事情のいずれかに該当することにより保険料を納付することができないと認められる世帯に対しては、被保険者証を交付する。
  - ア 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
  - イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
  - ウ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
  - エ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
  - オ 前各号に類する事由があったこと。

(特別の事情等の届出)

第3条 前条第1項第1号の規定により、被保険者証等の交付を受けようとするものは、「公費負担医療等の受給者である旨の届出書」(第1号様式)に、適用を受けることができることを証する書類を添付(公簿等により確認できる場合を除く)し提出するものとする。

2 前条第1項第3号の規定により、被保険者証等の交付を受けようとするものは、「特別の事情に関する届出書」(第2号様式)を提出するものとする。

(被保険者証返還請求及び資格証明書交付予告)

第4条 法第9条第3項又は第4項及び第6項の規定により被保険者証の返還請求及び資格証の交付を行う場合は、世帯主あて予告するものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 第2条の規定により、被保険者証の返還を求める場合は、当該世帯主に対し行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定により、事前に弁明書(第3号様式)による弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定により、世帯主又はその世帯に属する被保険者から弁明書の提出があった場合には、これを受理し、弁明の内容を審査する。

(被保険者証の返還等)

第6条 前条の規定により、弁明の機会の付与後、指定の期限までに弁明書の提出が無い世帯及び弁明書の内容が妥当でない世帯に対して被保険者証の返還を求める場合は「国民健康保険被保険者証返還請求通知書」(第4号様式)により、世帯主あてに通知するものとする。

(資格証明書の交付)

第7条 前条の通知により、被保険者証を返還した世帯主に対して、資格証明書を交付するものとする。

2 被保険証を返還しない世帯主にあつては、当該被保険者証の有効期限をもって被保険証が返還されたものとみなし、資格証明書を交付するものとする。

(被保険者証の交付)

第8条 前条により資格証明書の交付を受けている世帯で、滞納している保険料を完納したとき又は滞納額の著しい減少、災害その他特別の事情があると認められるときは、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付するものとする。

2 世帯の合併・分離及び世帯主変更等により、世帯員の異動があつた場合は、保険料納付義務者である世帯主の状況により判断し、資格証明書又は被保険者証を交付するものとする。

(保険給付の一時差止)

第9条 保険給付を受けることができる世帯主で、保険料を滞納しており、当該保険料の納期限から1年6箇月が経過するまでの間に当該保険料を納付しないときは、法第63条の2の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

ただし、政令第1条の2に規定する特別の事情に該当すると認められる場合は、世帯主に対し「特別の事情等に関する届出書」(第2号様式)の提出を求めるものとする。

2 前項の規定により、保険給付の全部又は一部の支払の差止の対象となる世帯主から、保険給付につき申請があり、一時差止を決定した場合は、「保険給付一時差止通知書」(第5号様式)により当該世帯主あて通知するものとする。

3 保険給付の支払を一時差し止める額は、滞納している保険料の額を超えない額とする。

(差止めの解除)

第10条 保険給付の一時差止を受けている世帯主が、次の各号に定める事由に該当する場合は、保険給付の一時差止を解除する。

(1) 滞納保険料を納付し、滞納が解消したとき

(2) 第2条第1項第3号に該当したとき

2 前項の規定により、当該世帯主が第2条第1項第3号に該当したときは、「特別の事情に関する届」(第2号様式)の提出を求めるものとする。

3 第1項の規定により、保険給付の一時差止の解除を決定したときは、「保険給付一時差止解除通知書」(第6号様式)により、当該世帯主あて通知するものとする。

(滞納保険料の控除)

第11条 第7条の規定により資格証明書を交付されている世帯主に対し、第9条に基づき保険給付の支払いの一時差止通知をした後60日が経過したときは、第10条第1項各号に定める事由に該当する場合を除き、一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除するものとする。

2 前項の規定により、一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除する場合は、「保険給付一時差止額からの滞納額控除通知書」(第7号様式)により、当該世帯主へ通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市 区長

世帯主 住 所  
氏 名

印

公費負担医療等の受給者である旨の届出書

公費負担医療等の受給対象者ですので、下記のとおり届け出します。

記

被 保 険 者 資 格 証 明 書 記 号 番 号	
被 保 険 者 氏 名	
個 人 番 号	
公 費 負 担 医 療 等 の 名 称	
公 費 負 担 医 療 等 の 受 給 者 番 号	
公 費 負 担 医 療 等 の 受 給 年 月 日	

- \* 1. 公費負担医療等受給者証等のある方は写しを添付してください。
- 2. 公費負担医療等は裏面のとおりです。

## 公費負担医療等

【国民健康保険法第9条第3項及び国民健康保険法施行規則第5条の5】

- 1 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による一般疾病医療
- 2 厚生労働省令で定める医療に関する給付
  - (1) 児童福祉法の医療に係る療育の給付及び障害児入所医療費
  - (2) 予防接種法の医療費
  - (3) 障害者総合支援法の自立支援医療費、療養介護医療費
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により費用の負担が行われる医療
  - (5) 削除
  - (6) 麻薬及び向精神薬取締法の規定により費用の負担が行われる医療
  - (7) 母子保健法の養育医療又は養育医療に要する費用
  - (8) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の医療費
  - (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により費用の負担が行われる医療
  - (9-2) 石綿による健康被害の救済に関する法律の医療費
  - (9-3) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の医療費
  - (9-4) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定期検査費、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費
  - (9-5) 難病の患者に対する医療等に関する法律の特定医療費
  - (10) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の医療費
  - (11) 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費
  - (12) 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付
    - 児童福祉法の助産施設入所措置、指定医療機関への委託措置又は一時保護に係る医療
    - 身体障害者福祉法の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療
    - 厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療
    - 厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費
    - 厚生省保険医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療
    - 環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費
    - 環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について」による医療費
    - 環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費
    - 厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療
    - 厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による医療費



弁 明 書

(あて先) 浜松市 区長

世帯主 住 所  
氏 名  
電話番号

私は、国民健康保険料の納付が困難なことについて、次のとおり弁明します。

被保険者証記号・番号	
弁 明 理 由	

弁明理由は保険料を納付することができない理由をできるだけ詳しく記入してください。  
この書類は郵送では受理できません。区役所へご来庁のうえ、直接お渡してください。



第4号様式(第6条関係)

浜 第 号  
年 月 日

住所  
世帯主  
氏名

様

浜松市長

### 国民健康保険被保険者証返還請求通知書

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第3項の規定により、下記のとおり被保険者証の返還を求めます。

記

- 返還期日 年 月 日( )
- 場 所 区役所 課  
(来庁の際は、被保険者証とこの通知をご持参ください。)
- 理 由 災害その他政令で定める特別の事情もないにもかかわらず、保険料を滞納しているため。
- 返還請求後の措置 被保険者資格証明書を交付します。  
(今後、医療機関にて受診され医療費を支払う場合、一度全額自己負担することになり、後日、国民健康保険担当課にて、給付申請を行うこととなります。)  
なお、資格証明書が交付されても保険料の納付義務は残っていますので、滞納状態が続きますと、保険給付金の差止めや財産差押の措置をとります。

被保険者証を返還されない場合、現在あなたの世帯に交付されている保険証の有効期限をもって返還されたものとみなします。

この返還通知について不服のある方は、この通知を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に静岡県国民健康保険審査会(県庁内)に対して審査請求することができます。

問い合わせ先 浜松市 区役所 課  
(053)

第5号様式

浜 第 号  
年 月 日

住 所  
世帯主  
氏 名

様  
浜松市長

保険給付一時差止通知書

年 月 日付け申請のあった保険給付について、下記金額の支給を決定しましたが、国民健康保険法第63条の2第1項（特別な事情がないのに保険料を滞納している）に基づき、保険給付の支払（全部・一部）を一時差止めます。

なお、このまま滞納が続くと、差し止めた額から滞納保険料を控除することがあります。

世帯主氏名			記号番号		
差止に係る保険給付	保険給付の種類	支給決定額	差止額	差引支給額	備考
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	合計	円	円	円	
滞納保険料	年度	納期	納期限	滞納保険料額	備考
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
	合計			円	

災害などの特別の事情があり保険料を納付することができない場合は、本通知書と当該事情を明らかにする書類をご持参の上、国民健康保険担当課までお越しく下さい。

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県国民健康保険審査会（県庁内）に対して審査請求することができます。

この通知書の到着前に納付又は相談等にお越しになった場合は、行き違いですのでご了承ください。

第 6 号様式

浜 第 号  
年 月 日

住 所  
世帯主  
氏 名 様

浜松市 区長

保険給付一時差止解除通知書

年 月 日付け申請のあった保険給付について、国民健康保険法第 6 3 条の 2 の規定に基づき保険給付の支払を一時差し止めていましたが、解除します。

記

1 解除に係る保険給付

保険給付の種類	差止額	解除額(支給額)	備考
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

2 解除理由

1 解除に係る保険給付欄の に記載の解除額(支給額)を申請時に届出のあった金融機関に振り込みます。ご不明の点があれば、国民健康保険担当課までご連絡ください。

第7号様式

浜 第 号  
年 月 日

住 所  
世帯主  
氏 名  
様  
浜松市 区長

保険給付一時差止額からの滞納額控除通知書

年 月 日付けで保険給付の一時差止通知をしましたが、滞納保険料の納付状況が改善されないため、国民健康保険法第63条の2第3項に基づき、一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除します。

差止に係る保険給付	保険給付の種類	差止額	滞納額	差引支給額	備考
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	合計	円	円	円	

  

滞納保険料 (の内訳)	年度	納期	納期限	滞納保険料額	備考
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
	合計				

の額については、申請時に届出のあった金融機関に振り込みます。ご不明の点があれば、国民健康保険担当課までご連絡ください。

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県国民健康保険審査会（県庁内）に対して審査請求することができます。